

**資料VI-3** アンケート調査（審査官）

<調査対象> 情報提供を行ったレビュー対象出願ごとに、その審査を担当した特許庁審査官

<調査対象数> 35 件（情報提供を行ったレビュー対象出願 37 件から、出願放棄された 2 件を除いたもの）

<調査時期> 一次審査（ファースト・アクション）後

<実施方法> 書面（※特許庁が、調査票を送付、回収、集計。）

<有効回答数> 35 件（回答率：100%）

**Q1: 審査を行ったレビュー対象出願の拒絶理由通知において、情報提供された先行技術を引用（拒絶理由の根拠として使用）しましたか？**

- ① 情報提供された先行技術のみを引用した
- ② 情報提供された先行技術に加え、他の先行技術を引用した
- ③ 情報提供された先行技術の全件を引用しなかった

**Q2: Q1 で①又は②を回答した方（少なくとも一部を引用した方）にお聞きします。情報提供された先行技術は、拒絶理由の根拠として、どのような位置づけにありましたか？（複数回答可）**

- ① 主引例
- ② 副引例
- ③ 周知・慣用技術

**Q3: Q1 で②又は③を回答した方にお聞きします。②又は③となった理由は、何ですか？（複数回答可）**

- ① 一部の発明特定事項について、先行技術中に記載されていなかった
- ② 先行技術同士を組み合わせることができず、拒絶理由の根拠として使用できなかった
- ③ 先行技術としての適格性（出願前に公開されていること）に疑いがあった
- ④ クレームとより関連性が高い先行技術を既に知っていた、又は先行技術調査により発見した
- ⑤ その他（ ）

Q4: Q1 で①又は②を回答した方(情報提供された先行技術を引用した方)にお聞きします。引用した先行技術(情報提供されたもの)の全件又は一部と同一又は同内容の文献は、自分の先行技術調査により発見できたと思いますか？

- ① 全件について発見できたと思う
- ② 一部について発見できたと思う
- ③ 全件とも発見できなかったと思う
- ④ わからない

Q5: Q4 で②又は③を回答した方(先行技術調査によって、引用した先行技術の少なくとも一部と同一又は同内容の文献を発見できなかったと思われる方)にお聞きします。情報提供された先行技術を発見できなかったと思われる理由は、何ですか？(複数回答可)

- ① 通常使用している先行技術データベースに蓄積されていないものであったから
- ② レビュー対象出願の先行技術調査において使用されると思われる検索式では、ヒットしないものであったから
- ③ 商用 DB に未蓄積であるなど、検索的手法では到達できないものであったから
- ④ その他( )

Q6: 今回の試行において提供された情報は有益でしたか？

- ① 非常に有益であった
- ② ある程度は有益であった
- ③ あまり有益ではなかった
- ④ 全く有益ではなかった

Q7: Q6 で①又は②を回答した方にお聞きします。提供された情報のうち、どの情報が有益でしたか？(複数回答可)

- ① 先行技術
- ② 先行技術についての説明(摘記箇所、認定等)(刊行物等提出書の【提出の理由】欄)
- ③ 拒絶の論理づけについての説明(刊行物等提出書の【提出の理由】欄)
- ④ その他( )

Q8: コミュニティパテントレビューにおいて、主としてどのような先行技術の提示を期待しますか？(複数回答可)

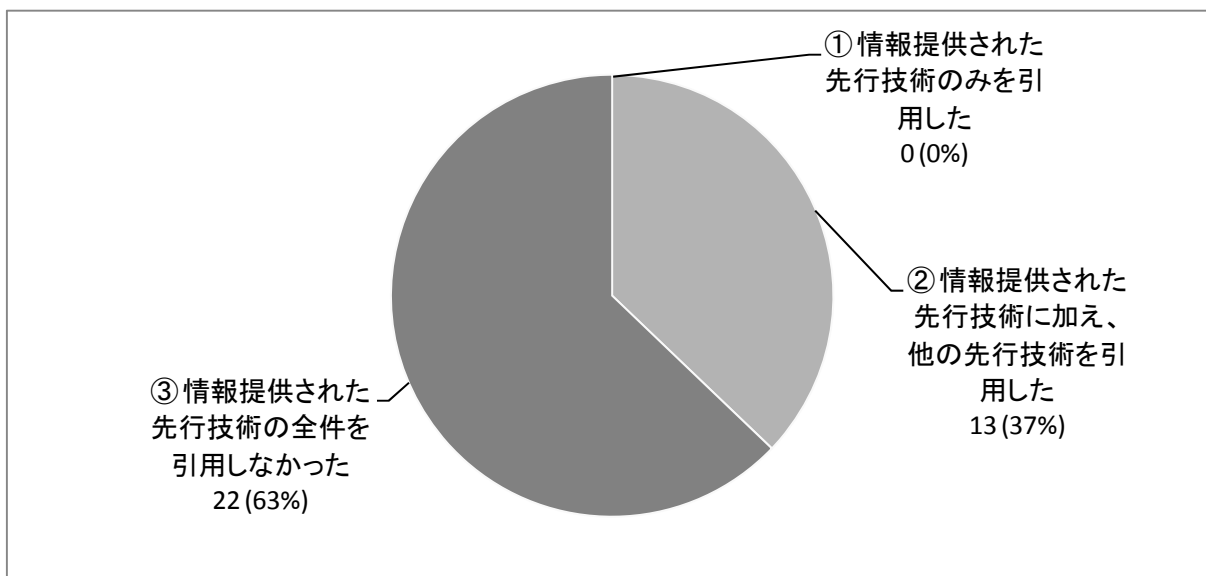
- ① 特許文献
- ② 学術論文
- ③ 雑誌・書籍
- ④ インターネット上に掲載された技術情報
- ⑤ 既に商品化・実施されている製品、サービスの技術情報
- ⑥ その他( )

Q9: その他、コミュニティパテントレビューに関して、ご意見、ご提案等があれば、ご記入ください。(自由記述)

<以上>

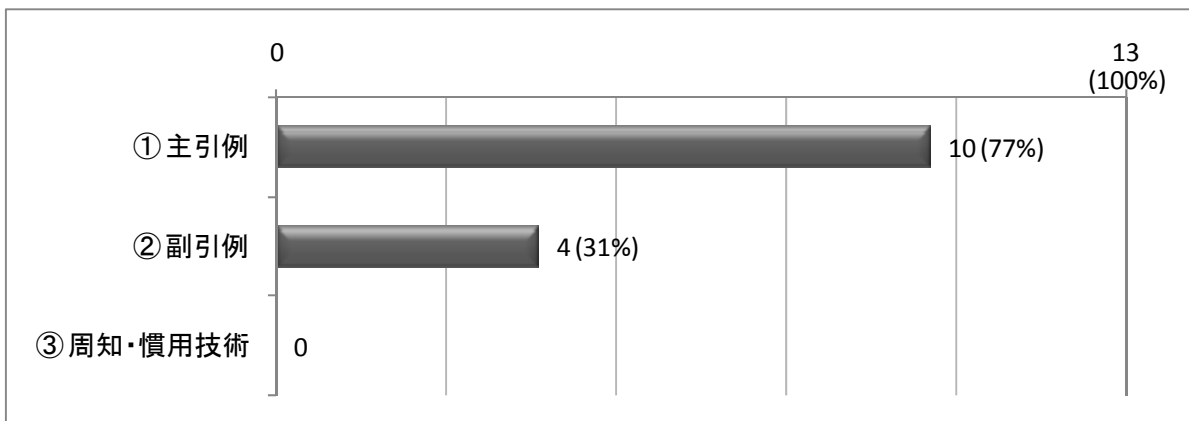
Q1: 審査を行ったレビュー対象出願の拒絶理由通知において、情報提供された先行技術を引用（拒絶理由の根拠として使用）しましたか？

	件数	割合
① 情報提供された先行技術のみを引用した	0	0%
② 情報提供された先行技術に加え、他の先行技術を引用した	13	37%
③ 情報提供された先行技術の全件を引用しなかった	22	63%
回答数合計(回答者単位)	35	



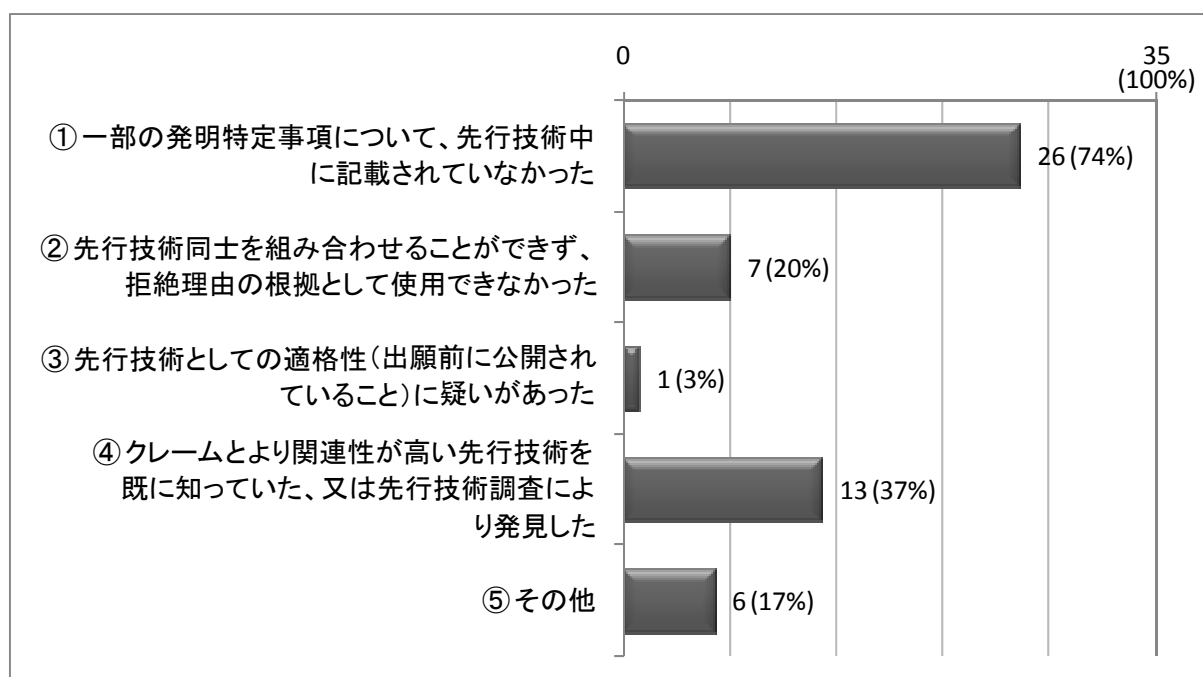
Q2:Q1 で①又は②を回答した方(少なくとも一部を引用した方)にお聞きします。情報提供された先行技術は、拒絶理由の根拠として、どのような位置づけにありましたか？(複数回答可)

	件数	割合
① 主引例	10	77%
② 副引例	4	31%
③ 周知・慣用技術	0	0%
回答数合計(回答者単位)		13



Q3:Q1 で②又は③を回答した方にお聞きします。②又は③となった理由は、何ですか？  
 (複数回答可)

	件数	割合
① 一部の発明特定事項について、先行技術中に記載されていなかった	26	74%
② 先行技術同士を組み合わせることができず、拒絶理由の根拠として使用できなかった	7	20%
③ 先行技術としての適格性(出願前に公開されていること)に疑いがあった	1	3%
④ クレームとより関連性が高い先行技術を既に知っていた、又は先行技術調査により発見した	13	37%
⑤ その他	6	17%
回答数合計(回答者単位)	35	

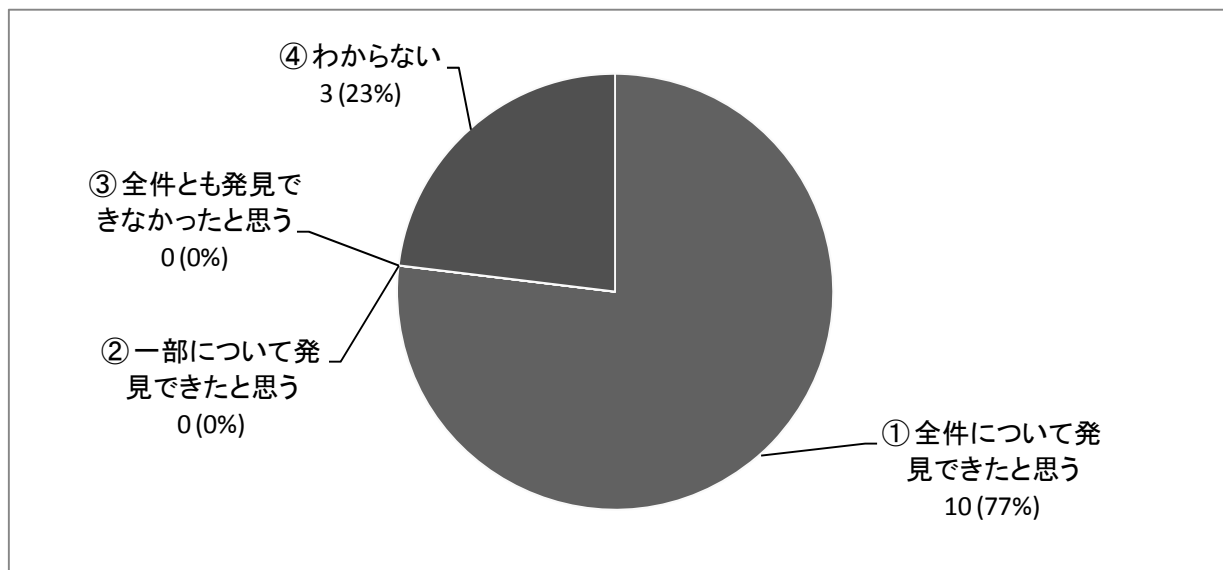


#### 「⑤ その他」の回答

- ・ 周知例を一応追加した。
- ・ ほとんどの発明特定事項について開示されていなかった。
- ・ 本願発明が著しく不明瞭なため、新規性・進歩性を判断しなかった。なお、技術的には適切な情報提供であるが、拒絶理由の根拠としては少し難しい面があると思われる。
- ・ 一部の発明特定事項をサーチの対象としていなかったと思われる。

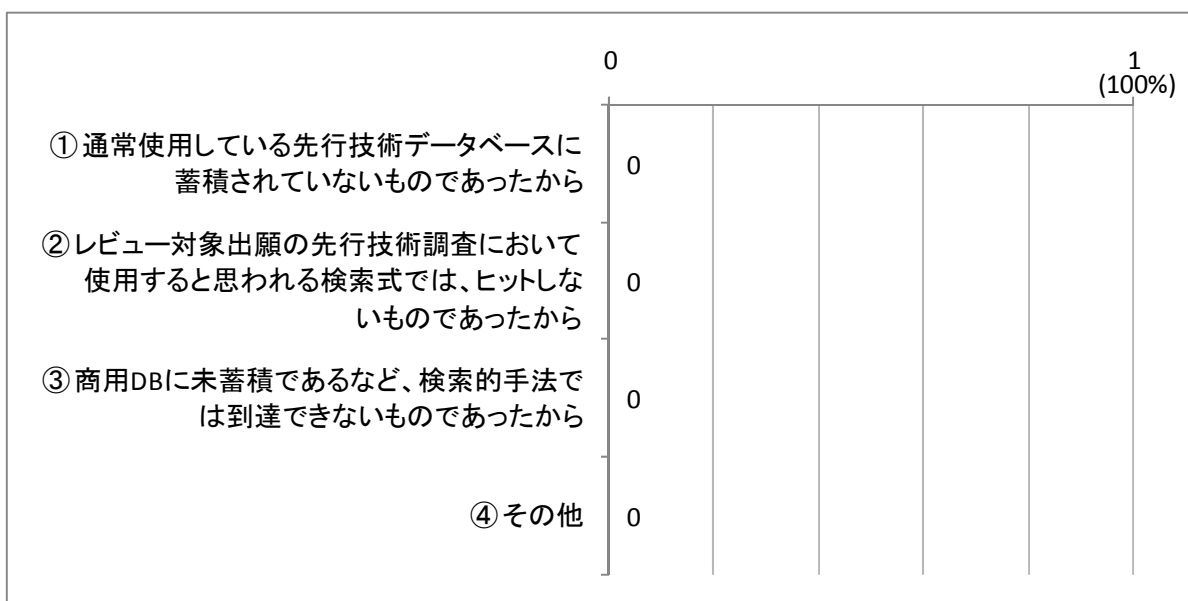
Q4: Q1 で①又は②を回答した方(情報提供された先行技術を引用した方)にお聞きします。引用した先行技術(情報提供されたもの)の全件又は一部と同一又は同内容の文献は、自分の先行技術調査により発見できたと思いますか？

	件数	割合
① 全件について発見できたと思う	10	77%
② 一部について発見できたと思う	0	0%
③ 全件とも発見できなかったと思う	0	0%
④ わからない	3	23%
回答数合計(回答者単位)		13



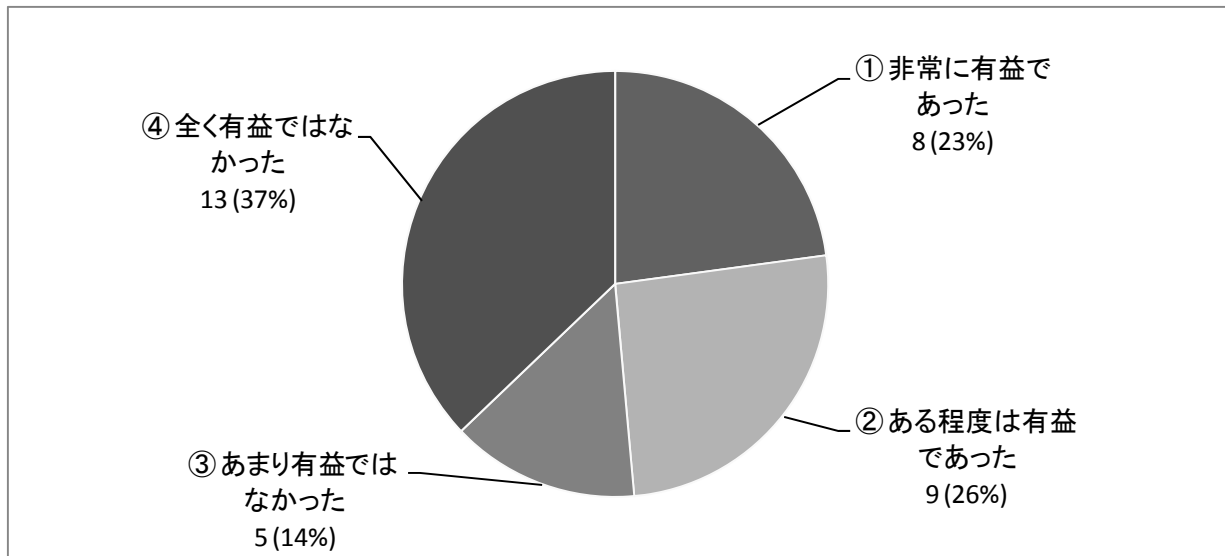
Q5: Q4 で②又は③を回答した方(先行技術調査によって、引用した先行技術の少なくとも一部と同一又は同内容の文献を発見できなかったと思われる方)にお聞きします。情報提供された先行技術を発見できなかったと思われる理由は、何ですか?(複数回答可)

	件数	割合
① 通常使用している先行技術データベースに蓄積されていないものであったから	0	0%
② レビュー対象出願の先行技術調査において使用と思われる検索式では、ヒットしないものであったから	0	0%
③ 商用DBに未蓄積であるなど、検索的手法では到達できないものであったから	0	0%
④ その他	0	0%
回答数合計(回答者単位)		0



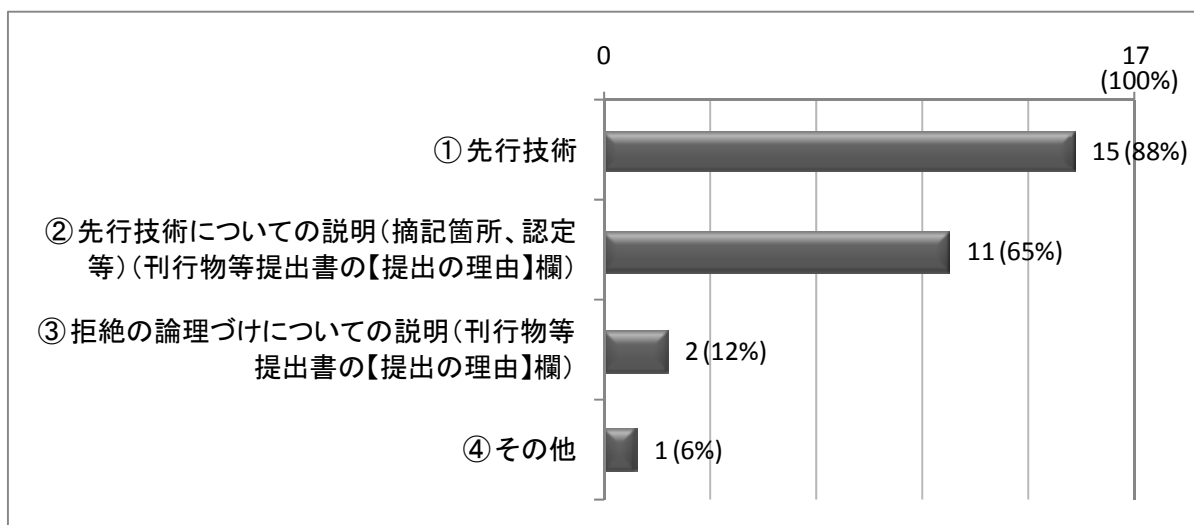
Q6: 今回の試行において提供された情報は有益でしたか？

	件数	割合
① 非常に有益であった	8	23%
② ある程度は有益であった	9	26%
③ あまり有益ではなかった	5	14%
④ 全く有益ではなかった	13	37%
回答数合計(回答者単位)	35	



Q7:Q6 で①又は②を回答した方にお聞きします。提供された情報のうち、どの情報が有益でしたか？(複数回答可)

	件数	割合
① 先行技術	15	88%
② 先行技術についての説明(摘記箇所、認定等)(刊行物等提出書の【提出の理由】欄)	11	65%
③ 拒絶の論理づけについての説明(刊行物等提出書の【提出の理由】欄)	2	12%
④ その他	1	6%
回答数合計(回答者単位)	17	

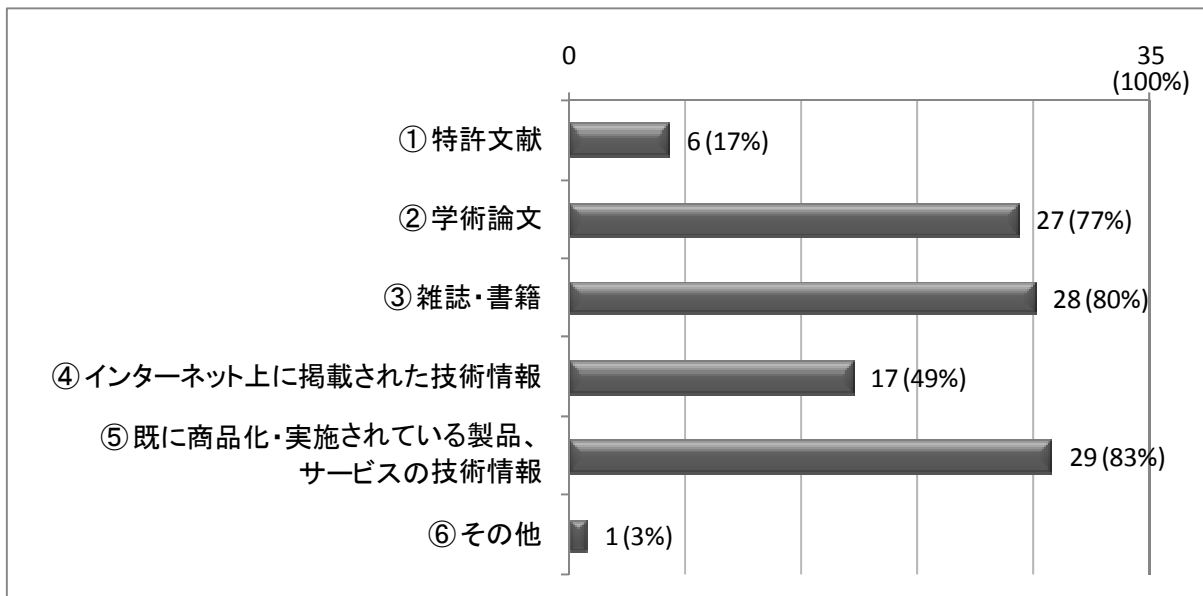


「④ その他」の回答

- ・ 引例が発見できていなければ、提供された情報で拒絶理由が構築できたから

Q8:コミュニティパテントレビューにおいて、主としてどのような先行技術の提示を期待しますか？(複数回答可)

	件数	割合
① 特許文献	6	17%
② 学術論文	27	77%
③ 雑誌・書籍	28	80%
④ インターネット上に掲載された技術情報	17	49%
⑤ 既に商品化・実施されている製品、サービスの技術情報	29	83%
⑥ その他	1	3%
回答数合計(回答者単位)		35



「⑥ その他」の回答

- ・ 研究発表

Q9: その他、コミュニティパテントレビューに関して、ご意見、ご提案等があれば、ご記入ください。(自由記述)

#### <レビュー対象出願について>

- ・ 自国 ISR が作成されている案件についてはレビュー対象としても意味がないと思われる。
- ・ 今回の CPR では、どの分野が CPR に適しているかがあまりよくわからない可能性がある。情報分野に限らず、他の分野においても試行し、その有効性を検証したほうがよいと考える。

#### <先行技術の種類について>

- ・ 特に非特許文献の提供に期待する。
- ・ 特許文献のみをサーチするなら IPCC などの機関で事足りるため、コミュニティパテントレビューの存在意義に疑問が残る。
- ・ 審査官の立場としては、レビュアーの方には、審査官がアクセスし難い、非特許文献等の情報提供を望みたい。
- ・ 細かい構成ならともかく、基本的には非特許文献のように審査官が探しづらい文献があれば有益と思う。

#### <先行技術の提示について>

- ・ もし先行技術文献が複数見ついている場合は、絞ることなく提供してほしい。
- ・ 提出された刊行物提出書では、請求項 1 についてのみ検討されており、下位の請求項等の、その外の請求項については検討されていない。このため、情報提供された文献も請求項 1 に関連する先行技術とはいえものの、下位請求項も含め検討した場合、必ずしも、引用文献としての的確なものとはいえない。特に、国内特許文献を提示されるのであれば、下位の請求項についても十分検討した上での、情報提供が望ましいと思われる。
- ・ 有益な先行技術か否かの判断を的確に行わなければ、刊行物提出書の内容確認が審査官の負担になる可能性もある。肯定的なコメントが付された技術情報に対象を絞るなど、CPR の場でもっと議論して、刊行物提出の可否を検討する必要があると思う。

### <情報提供について>

- ・ 【提出の理由】における引用文献の認定が強引だと感じる部分が散見された。
- ・ クレームと引用例の対比を行ってほしい。関係の薄い文献が挙げられると、時間の無駄である。
- ・ 本願と刊行物との詳細な対比説明は、その検証に余計な時間を取られてしまうので、ポイントだけで十分だと思われる。
- ・ 刊行物提出書の内容をみても、なぜ、刊行物が本願と関連するのか理解できない。もう少し対比、判断を明確に記載した方が良いと思う。
- ・ レビューに本願のどの構成と引例のどの構成が対応するのか明記されていないため、対比に時間が掛かった。
- ・ レビューには、文献の中で注目するところが開示されているのみで、どの文献にはどのような構成が足りないとか、どの文献で補ったとか、組み合わせの論理が示されておらず、理解しづらかったので、進歩性の判断についても明確に示される方がよいと感じた。

禁 無 断 転 載

平成20年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

コミュニティパテントレビューに関する  
調査研究報告書

平成21年3月

財団法人 知的財産研究所

〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目4番地

トラスティ麹町ビル3階

電話 03-5275-5285

FAX 03-5275-5323

<http://www.iip.or.jp>

E-mail [support@iip.or.jp](mailto:support@iip.or.jp)